

入会時の諸費用について

●クラブ入会金 5,500 円 / 1 家庭

●年会費 6,600 円 / 年 ※毎年4月自動更新（スクール/テクニカルスクール/選手コース）

※注）テクニカルスクール年会費は、アバンツァーレに所属する会員はかかりません

●場協力費 550 円 / 月 （スクール/テクニカルスクール/選手コース）

●月謝

	コース	料金（月謝）	
スクールコース	60分 週1回	6,600 円	幼児～小学生対象
	60分 週2回	8,800 円	
	60分 週3回	10,450 円	
選手コース	平日のスクール練習回数フリー 土日のチーム練習	10,450 円	小学生対象
テクニカルスクールコース	90分 週1回	9,450 円	小学生～中学生対象
	90分 週2回	11,550 円	
	90分 週3回	13,750 円	

※選手コースの所属は、担当コーチと面談の上チームの方針に賛同いただくことが条件となります。

※アバンツァーレに所属の会員はテクニカルスクールの月謝は半額となります。

※口座振替手数料として別途 220 円頂戴しております。

アバンツァーレジュニアサッカークラブ入会時注意事項 **（当クラブの規定になりますので必ずお読みください）**

- 練習回数は、週1回の月4回からとなります。なお、練習場の予約状況などにより、練習曜日・場所などが変更される場合があります。
- 各会場、安全に練習を行うために定員を設けております。
- 練習をご欠席される場合は、ご登録いただいた連絡網、または下記のフリーダイヤルかメールアドレス、担当コーチまでご連絡ください。
フリーダイヤル 0120-019-578 メールアドレス info@avanzare-sc.com
- ご都合により練習をお休みした場合は、理由にかかわらず欠席した分の練習を他の日に振り替えることができますので、ご都合の良い日を担当コーチまでお申し付けください。また練習自体の中止の場合は、別途に中止分の振替練習を行います。
- 祝祭日により、その月の練習回数異なる場合がございますが、毎月の月謝は一定となります。
- コースの変更は自由にできますが、月謝に関わることで月の途中での変更はできません。必ず、ひと月単位での変更となります。
- 月謝は毎月27日（祝・土・日の場合は翌営業日）にご指定の口座より口座振替となりますので、預金口座振替依頼書をご記入・ご捺印の上ご提出いただけます。なお、ご提出いただいてから2～3ヶ月程、引落手続きに時間がかかりますので、初回の引落時は入会金・ユニホーム代・年会費・数ヶ月分の月謝がまとめて引き落としされます。ご注意ください。
- 月謝は前納制となりますので、その月の27日に翌月ぶんの月謝が引落とされます。
- 月謝が残高不足などの理由で未納の場合、その月の25日までに指定口座にお振込みください。また万一、25日までにご入金がない場合は退会扱いとなりますが、退会扱いとなっても未納分はお支払いいただけます。
- 怪我などのやむを得ない事情により長期にわたって練習を休む場合は、所定の休会届に署名捺印の上、ご提出ください。なお、休会の間でも月550円の手数料をご負担いただけます。（休会は復会が確実である場合にのみに対応される）
- 事情により続けることができなくなった場合、前月の1日から末日までに所定の退会届に署名捺印の上、ご提出ください。なお、申し出をした翌月まで在籍となります。

※7月31日までに退会の申し出をした場合 → 8月31日まで在籍

※8月1日に退会の申し出をした場合 → 9月30日まで在籍

練習時の注意と加入保険について（重要）

当クラブでは皆様の大切なお子様をお預かりするにあたって、怪我や事故のないように万全の注意を払って指導にあたっておりますが、各ご家庭でも日頃から事故や怪我のないよう、注意して練習に参加するようにお声掛けをお願いいたします。

しかし、我々指導者やご家庭でいかに注意を促したとしても、サッカーというスポーツの性質上、練習中に予期せず怪我を負ってしまう場合がございます。そういった練習中の怪我に備えて、全会員をスポーツ傷害保険に加入させております。もしも、練習中および練習への往復の際にお子様が怪我をした場合は、クラブで加入しておりますスポーツ傷害保険にて対応させていただきますので、担当コーチまたは事務局へご連絡ください。なお、保険の支給金額と支払い条件は下記の通りになりますが、条件によっては保険金の支払い対象にならない場合がございますので、ご注意ください。

●支払われる保険金額

		支払金額
賠償責任保険（※1）		1億円まで
傷害保険 （※2）	死亡	2,000万円
	後遺障害	3,000万円まで
	入院日額	4,000円
	通院日額	1,500円
見舞金（※3）		180万円

賠償責任保険（※1）

他人を怪我させたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

傷害保険（※2）

急激で偶然な外来事故により被った障害による、死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

見舞金（※3）

突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に対して見舞金を給付

●保険金の対象とならない主なケース

傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体活動下でない個人での活動中の事故の場合 ・ 故意による事故、傷害の場合 ・ 地震、洪水、津波、噴火などの天災による事故の場合 ・ 医学的他覚所見の無い怪我、むちうち、腰痛などの場合 ・ 靴ずれ、疲労骨折、ヘルニア、オスグットなど、急激、偶然、外来の要件を満たさないスポーツ傷害
賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律上の賠償責任が発生しない場合。 ・ 体育館、運動場などの施設そのものの欠陥や管理不備で生じた事故 ・ 故意による事故 ・ 地震、洪水、津波、噴火などの天災による事故の場合 ・ 自動車の使用、所有に伴う事故の場合

●その他注意事項

- ・ 事故や怪我が生じた場合は速やかに担当コーチまでお知らせください。
- ・ 医療機関の領収書などは保険金請求で必要になる場合がありますので、紛失しないよう保管ください。
(事故のご連絡が遅れたり、書類の提出がない場合は保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください)
- ・ 加入保険の変更により予告なく補償内容が変更となる場合がございます。